

次期中期計画に向けた JASSO事業の取組みと今後の展開

政策企画委員会(第16回)資料
(平成26年1月28日開催)



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

本日の流れ等

- 本年度は、当法人の第2期中期計画(5ヵ年)の最終年度。
- 現在、平成26年度からスタートする第3期中期計画を策定するため、文部科学省と調整中。
- 本日は第2期中期目標期間中に取り組んできたことや今後の課題をご説明した後、各委員のお立場から第3期中期目標期間中に当法人に期待すること等についてご意見をいただきたい。
- 資料の流れは以下の通り
 1. 第2期中期計画における各事業部・管理部門の取組と課題について
 2. 「勧告の方向性」及び「見直し内容」の主な指摘と第3期中期計画案への反映、並びに独立行政法人制度等の見直しについて
 3. 平成26年度予算案(参考)

1. 第2期中期計画における各事業部・管理部門 の取組と課題について

目的、事業及び予算の概要

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助

留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与。(日本学生支援機構法第3条)

■日本学生支援機構 事業予算(平成25年度)

●奨学金貸与事業関係 1兆2,394億円

奨学金貸与事業、返還免除等補助金・利子補給金
高等学校等奨学金事業交付金、奨学金貸与事業に係る経費

●留学生支援事業関係 132億円

文部科学省外国人留学生学習奨励費給付事業
留学交流支援事業費補助金、留学生交流事業

●学生生活支援事業関係 0.8億円

学生生活業務関連研修及び情報等収集提供
学生の修学環境整備のための調査研究

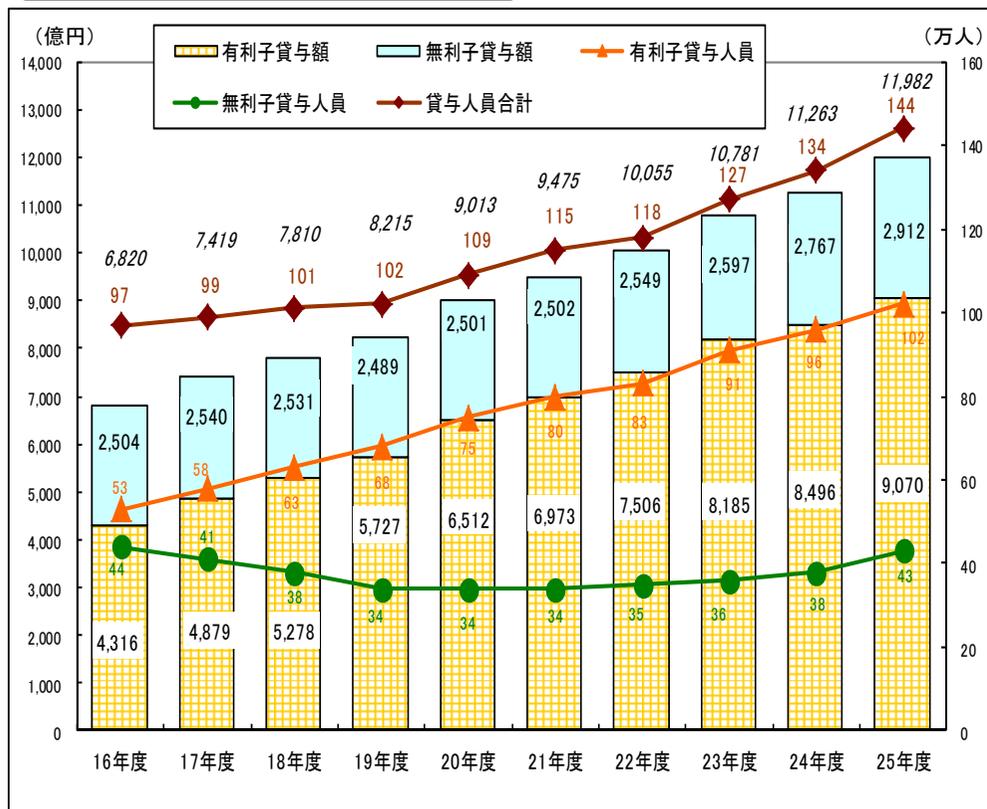
●その他 53億円

人件費、一般管理費

(参考) 一般会計からの支出額 1,331億円 (うち運営費交付金 139億円)

奨学金貸与事業の概要(1/2)

奨学金事業予算の推移



※1 上記は平成17年度から順次都道府県に移管した高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
 ※2 上記は当初予算である。 ※3 四者五入の都合上、計は一致しないことがある。

奨学金の種類等(平成25年度予算)

区分	無利子奨学金(第一種奨学金)	有利子奨学金(第二種奨学金)
貸与人員	42万6千人(2万7千人増)	101万7千人(6万1千人増)
事業費	2,912億円(144億円増)	9,070億円(574億円増)
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	①平均以上の成績の学生 ②特定分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ⇒所得把握が容易になる制度の施行を前提に卒業後の毎年の所得に応じて返還する制度へ移行予定 ・年収300万円以下の家計の学生 ⇒卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【現行の所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成25年12月現在)
		利率見直し方式(5年毎)0.26% 利率固定方式0.89%

○留学のための奨学金(第二種奨学金)

区分	海外留学	短期留学
貸与人員	1,750人	3,427人
事業費	22億円	18億円
貸与月額	学生が選択 3万円~15万円	学生が選択 3万円~15万円

○入学(留学)時特別増額貸与奨学金(第二種奨学金)制度

入学時及び留学時にかかる一時的な経費に対応するため、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択した金額を初回交付時に増額して貸与する制度。

所得連動返還型無利子奨学金制度の導入(平成24年度~)

無利子奨学金(第一種奨学金)の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予する制度

奨学金貸与事業の概要(2/2)

適格認定制度

- 学業や経済状況が奨学生としての適格性を有することを確認し、翌年度の奨学金貸与の継続等を認定する制度
 - ① 人物面、健康面、学業面、経済状況に基づき、在学する学校において12月～3月頃に実施
 - ② 当該学校長からの報告を踏まえ、機構は必要に応じて処置結果を学校を通じて奨学生に通知

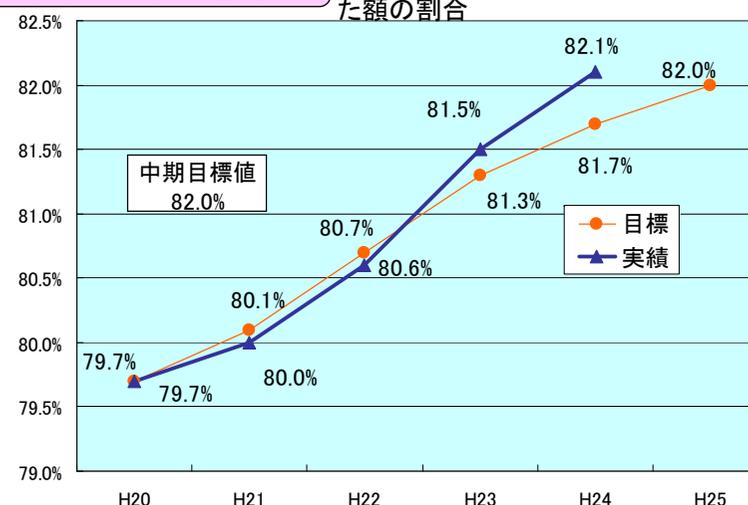
返還が困難になった者への対応

- 減額返還制度 一定の要件を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1に減額することが可能(返還期間は延長される)
- 返還期限猶予制度
 - ・ 大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)は、在学届等の提出によって返還期限を猶予
 - ・ 災害、傷病、経済困難等により返還が困難な場合は、願い出により返還期限を猶予
- 返還免除制度
 - ・ 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除
 - ・ 特に優れた業績による返還免除(大学院生に限定)

第2期中期目標期間中の主な返還金回収促進策

- 返還意識の涵養
 - ・ コールセンターの設置・運営
 - ・ 学校の担当職員への説明会
 - ・ 学校別内示数割当において延滞率を重視
 - ・ 返還誓約書提出時期の早期化
 - ・ 適格認定時に自己の奨学金情報を確認
 - ・ 学校が行う返還説明会へ機構職員を派遣
 - ・ リレー口座への加入促進
- 延滞者に対する働きかけの強化
 - ・ 早期の集中的な督促を実施
 - ・ 債権回収会社への回収委託
 - ・ 法的措置の強化
 - ・ 個人信用情報機関の活用
- 事務処理の改善
 - ・ 返還期限猶予制度の周知
 - ・ 住所不明者に対する調査の迅速化
 - ・ 機関保証制度の周知・奨励

総回収率の推移



<参考> 新規返還者の回収率(平成24年度) 96.8%

奨学金貸与事業に係るこれまでの取組と今後の課題

適格認定制度の改善

- インターネットによる適格認定の実施
 - ・インターネットにより、適格認定を厳格かつ迅速に実施
 - ・インターネットを通じて貸与月額、返還予定額等を参照可能にする等の機能を改善
- 「警告」「激励」認定に対する調査の実施
 - (平成24年度)
 - ・「警告」認定者を対象に実態調査を実施。大学等の報告が不適切であるものについて、適宜指導を実施
 - (平成25年度～)
 - ・「警告」「激励」認定の調査の実施、「適格基準の細目」等の改定

返還が困難な者への対応

- 所得連動返還型奨学金制度(平成24年度～)
 - ・無利子奨学金(第一種奨学金)の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する制度の導入
- 真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実
 - (平成26年度～)
 - ・延滞金の賦課率を10%から5%に引き下げ
 - ・返還期限猶予の制限年数の延長(5年→10年) 等

回収率の向上

- 返還促進策等の検証
 - (平成21年度～)
 - ・外部シンクタンクによる分析を活用しつつ、返還促進策を検証する「返還促進策等検証委員会」の設置
 - (平成25年度～)
 - ・債権回収の検証や改善策等を検討する「債権管理・回収等検証委員会」を設置
- 回収にかかる指標、達成状況
 - ・第2期中期目標期間は総回収率82%を目標としたが、平成24年度に1年前倒しで達成
 - ・第3期中期計画においては、回収努力が明確に反映され、かつ、わかりやすい指標を検討中

学校との連携強化

- ・返還誓約書の提出を確実にするとともに、在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る
- ・大学等の返還説明会において、説明者用マニュアルを活用し、指導を徹底

説明・広報の充実

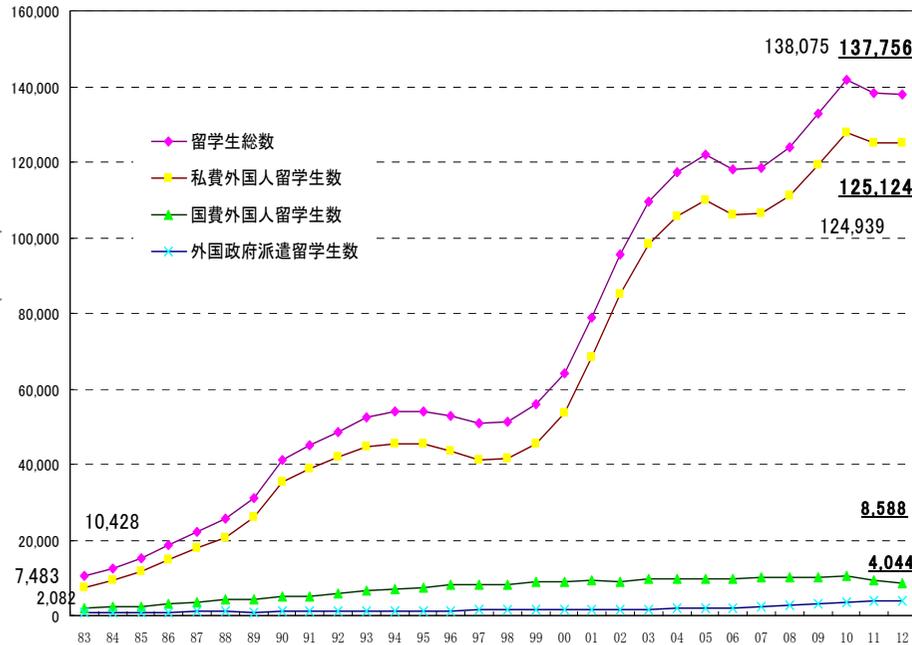
- ・奨学生に対する説明・広報の充実のため、モバイルサイトを開設
- ・奨学金貸与・返還シミュレーションのシステムの運用を開始

留学生支援事業の概要(1/2)

留学生交流の概況

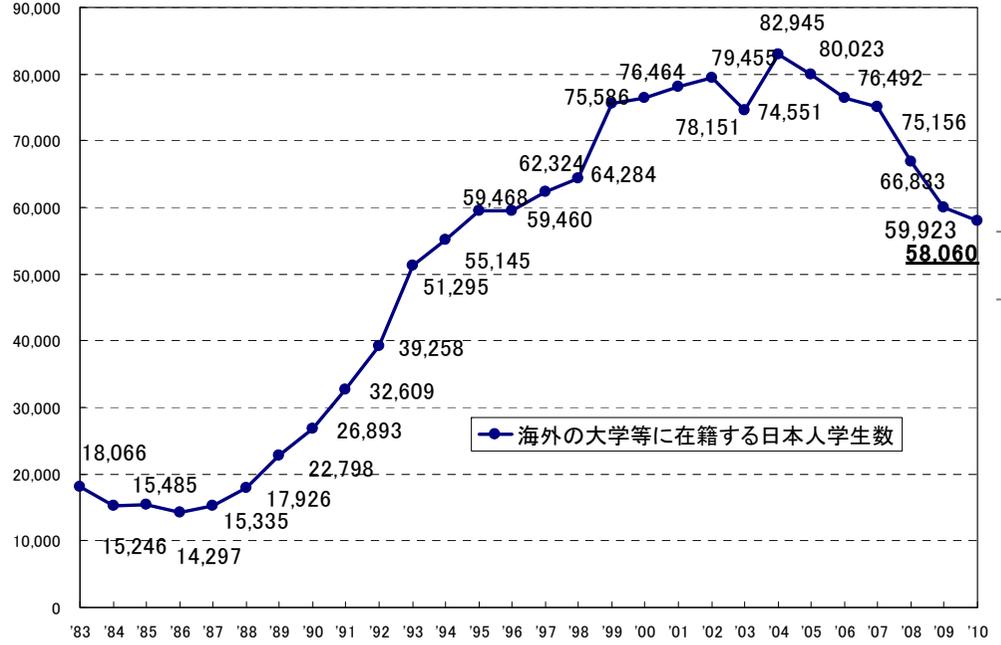
- ・東日本大震災等の影響を受け、受入れ数は平成22年度から減少傾向にある
- ・海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2010年は30%減の5.8万人に減

(人) ○ 留学生受入数の推移(各年5月1日現在)



出典:「受入数の推移」及び「出身地別留学生数」について、「平成24年度外国人留学生在籍状況調査」

(人) ○ 日本から海外への留学者数の推移



出典:OECD「Education at a Glance」、IIE(米国)「OPEN DOORS」等

日本再興戦略(H25,6,14閣議決定)

グローバル化に対応
する人材力の強化

海外への大学生等の留学 6万人(2010年)
外国人留学生の受入れ 14万人(2012年)

12万人に倍増
30万人に倍増

2020年
までに

留学生支援事業の概要(2/2)

奨学金の支給等

文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度

●私費で日本の大学等に在籍する外国人留学生を支援

- ＜給付期間＞1年以内
- ＜奨学金(月額)＞大学院レベル:65,000円 学部レベル:48,000円
- ＜給付実績＞12,155人(平成24年度実績)

留学生交流支援制度(文部科学省補助金事業)

●短期受入れ:大学間交流協定等に基づき日本へ短期留学する外国人留学生を支援

- ＜奨学金(月額)＞80,000円
- ＜採用実績＞8,007人(平成24年度実績)

●短期派遣:大学間交流協定等に基づき、諸外国へ短期留学する日本人学生を支援

- ＜奨学金(月額)＞60,000円～100,000円(※)
- ＜採用実績＞15,379人(平成24年度実績)

●長期派遣:諸外国の大学で修士・博士の学位を取得するために留学する日本人学生等を支援

- ＜奨学金(月額)＞89,000円～148,000円(※) <授業料>実費額
- ＜採用実績＞91人(平成24年度新規採用実績)
87人(平成24年度継続支援実績) (※)留学先によって異なる

国費外国人留学生等への奨学金支給等

- 国費外国人留学生への給与(奨学金)支給業務を実施
- 文部科学省及び韓国教育科学技術部が共同で選抜した韓国人留学生(理工系)に対し、奨学金支給業務を実施

留学生宿舎支援事業

- 国際交流会館等留学生宿舎の運営(6館)
 - ・渡日後1年以内の留学生や短期留学生を優先して宿舎を提供。
 - ・国際シンポジウム等を開催するなど国際交流の拠点としても活用
- 留学生のための借り上げ宿舎を有する大学等への支援

外国人学生・日本人学生等への情報提供

- ・日本留学フェア・日本留学セミナー／海外留学フェア・海外留学説明会の実施
- ・海外事務所における情報提供(インドネシア、韓国、タイ、マレーシア)
- ・留学に係る情報をホームページや各種出版物等により提供

日本留学試験

渡日前入学許可の推進を目的として年2回(6月・11月)、国内(16都道府県)及び国外(14か国・地域、17都市)において実施

日本語教育センター

我が国の大学等に進学を希望する留学生を対象として、日本語予備教育を行っている準備教育機関(※中等教育期間が12年に満たない国からの留学生が日本の大学への入学資格を得るための課程を開設している機関)

その他事業

- 留学生交流
 - ・国際交流会館等を中心として留学生と地域等との交流を推進
- 留学生のフォローアップ
 - ・日本での就職を希望する外国人留学生のための就職活動支援
 - ・外国へ帰国した元留学生に対する指導教官の派遣等
- 各種調査
 - ・外国人留学生在籍状況調査
 - ・海外高等教育機関調査
 - など

留学生支援事業の見直し

第2期中期目標期間中の取組と課題

国際交流会館等の設置・運営

- 独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針(H22.12.7)
「平成23年度末までに廃止」 → 13館中7館を大学に売却
- 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(H24.1.20)
「やむを得ない事情により売却が困難なものについては、現行中期目標期間終了時まで結論を得る」
→残る6館について、大学や地権者等の関係者と協議中
- 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(H25.12.24)
「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。」

留学生数の倍増

- 日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)
2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ、外国人留学生を14万人から30万人にそれぞれ倍増させる目標を設定
- 日本人の海外留学を支援するため、平成26年度から官民が協力した新しい留学生支援制度について検討中

文部科学省外国人留学生学習奨励費の見直しの実施

- 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(H22.12.7 閣議決定)を受け、以下の見直しを実施
 - ✓ 渡日前入学許可制度による予約採用の拡充
 - ✓ 元受給者の卒業後進路のフォローアップに関する調査
 - ✓ 国際的な大学間交流による教育環境の整備等に努めている大学に対して重点配分
 - ✓ 受給者のモチベーション向上を目的として、制度の名称を変更
- 外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—調査結果に基づく勧告(H25.4.19総務省)の指摘への対応
教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえ、推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の策定を検討

日本留学試験の実施

- 東日本大震災等の影響を受け、外国人留学生数は減少傾向
- 海外における新たな試験実施国・都市を検討するとともに、大学等の利用促進に資する方策を検討・実施

日本語教育センターにおける教育の実施

- 国費留学生や中東等からの外国政府派遣留学生の積極的受入れなど、日本の外交政策に対応した運営を実施

グローバル人材育成コミュニティの形成に向けて

現状・課題

- 海外拠点を有する企業の7割以上※にとって、グローバル化を推進する国内人材の確保・育成は大きな課題
(※ 出典: 経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(2010年3月))
- 諸外国が海外留学者数を伸ばす中、日本人の海外留学者数は2004年以降減少傾向 2004年から2010年で24,885人減少(約▲30%)

目標

	日本人留學生倍増	
	2010	2020
大学生等	6万人	→ 12万人
高校生	3万人	→ 6万人

目指すべき姿

- 質の高い海外経験とグローバルな人的ネットワークを有する多くの人材が、大学等を卒業後に様々な分野で活躍
- 国連等の国際機関の中核で活躍する日本人の増加により、世界的な我が国のプレゼンス・影響力が向上

国(日本学生支援機構)、民間、大学が一丸となって我が国のグローバル人材を育成

- 国(日本学生支援機構)、連携企業、大学等が協働で選考・研修等を実施
- 留学だけでなく、インターンシップ等も連動する新たな取り組み
- SNSによる本事業参加学生等のコミュニティを創設し、国(日本学生支援機構)、連携企業、大学等がそれを活用

学生等の成長プロセス

留学目的の明確化

- ・選抜による意欲の喚起
- ・留学目的が明確になることにより、将来の具体的なキャリアプランを描く

質の高い留学

- ・明確な目的を持った優秀な学生が質の高い留学プログラムに参加し、大きな成果を得る
- ・支援メニューに応じ、留学後に活かせる多様な経験を積む

留学成果の定着等

- ・留学経験者が意見交換を行う交流会や、成果発表会等を通じ、留学の成果を真に身に付ける
- ・インターンシップや企業説明会等に参加し、企業理解を促進することにより、就職に向けた雇用のミスマッチを防止

選 抜

- 成績優秀者だけでなく、高い意志と強い意欲がある学生等を選抜
- 成績要件の設定
 - 明確な留学計画、指導教員等による推薦状、面接による選考

事前研修

- 行っただけに終わらない留学目的の明確化
- 留学希望学生等を対象に、例えばグローバル事業の現状や企業が直面している課題などをテーマに企業若手社員によるワークショップ等を実施。これによる留学目的の明確化と意欲向上をねらう

- ・講師派遣
- ・研修プログラムの策定 等

留学時の奨学金支給

国費及び民間資金により奨学金を支給。民間視点での支援メニューにより多様な学生を支援。

【国費による支援】

平成26年度予定額88億円(JASSO85億円)

大学生等: 10,200人 → 20,250人(JASSO)

高校生: 300人 → 1,600人

- ・奨学金による支援
- ・留学プログラムの評価 等

- ・民間視点での支援メニューの実施

事後研修等

- 留学を真に血肉とするために欠かせないフォローアップを実施
- 個々人の内省を促す仕組みや、経験者同士で意見交換等の交流会を実施
 - 留学修了者によるSNSコミュニティを創設し留学目的の実現に向けた取組の継続など

- ・連携企業のみSNSの閲覧可能。優秀な人材の発掘などに活用

インターンシップ・企業説明会等

- 留学修了者を対象としたインターンシップ、企業説明会等の実施
- 連携企業が実施する長期インターンシップへの参加
 - 連携企業に限定した企業説明会等の開催



- ・インターンシップ機会の提供 等

連携企業の役割等

企業ニーズに沿った優秀な学生等を選抜するため(希望に応じ)選考への参加

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用することで研鑽の場にも

【民間資金による支援メニュー(案)の提供】

- ・今後成長が期待される新興国(アジア等)への留学支援
- ・理系分野(工学・農学・医学等)における留学支援
- ・日本の各地域で活躍することを希望する学生等の留学支援
- ・グローバルリーダーとしての素養を持つ人材、一芸に秀でた人材等、多様な人材への留学支援

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用することで研鑽の場にも

- ・優秀な学生等の発掘
- ・学生等の企業理解増進による雇用のミスマッチの防止

グローバル人材となって実社会へ!

学生生活支援事業及び事業の見直し

障害学生支援事業

- 障害学生支援セミナー
障害者差別解消法(※)の施行に備え、大学等教職員の理解促進や普及啓発等のため開催
※同法が施行される平成28年4月から、障害者に対する「合理的配慮」が国公立の大学等は義務となり、私立の大学等は努力義務となる。
- 障害学生支援全国シンポジウム
高等教育段階における障害者への「合理的配慮」について、大学役員等を対象に理解促進を図る
- 障害学生支援調査研究
発達障害や支援テクノロジー等の専門的なテーマに係る調査研究を実施
- 障害学生支援事例研究会
発達障害等の障害学生の個別事例について、課題解決のための大学等の情報交換、意見交換を実施

大学等の教職員に対する研修事業

- 障害学生支援研修会
[理解・実践プログラム・応用プログラム]
障害学生のニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施できる教職員の養成
- 就職・キャリア支援研修会
[基礎コース・専門コース]
キャリアや進路選択に関する学生の特徴を理解し支援担当者としての実践力の向上を図る
- 学生相談・メンタルヘルス研修会
メンタルヘルス、自殺等の学生の問題解決の支援を実施できる教職員を養成

情報収集・提供

- 学校と企業が一堂に会する就職情報の交換や指導の充実の場として「全国就職指導ガイドンス」を開催（障害学生セッション、留学生セッションも開催）(H25年度実績:401校、262社参加)
- 中退、自殺、飲酒など、学生生活支援に係わる喫緊の課題に対応したセミナーを開催

各種調査

- 「学生生活調査」:生活費、収入、週間平均生活時間大学の学生支援体制への満足度、学生の不安や悩み等の生活実態調査
- 「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」:キャリア教育・就職支援、学生相談、学習支援など、大学等における取組に関する調査
- 障害のある学生の修学支援に関する実態調査（大学、短期大学、高等専門学校）:障害のある学生の受入状況、支援の状況等の実態調査

第2期中期目標期間中の取組と課題

研修事業を中心とした学生生活支援事業の厳選

- (～平成22年度)
研修事業の整理統合や名称変更、カリキュラムの改善など、研修事業の精選や改善・充実を実施。
- (平成24年度)
研修事業をさらに精選。
- (平成25年度)
総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、(中略)今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施」するよう指摘。

第2期中期目標期間中における組織の見直し及び業務の効率化の状況

一般管理費の削減

- 第2期中期計画：一般管理費△16%、業務経費(事業費)△9%
- 平成24年度(実績)：一般管理費△16.2%、業務経費△27.1%

組織の見直し

- 第2期中期目標期間終了時(平成25年度)の職員数は、第1期中期計画開始時の職員数(542人)に比べ1割減の487人となる見込み
- 日本語教育センターは、私費外国人留学生に係る学生数の減少に伴う運営体制の見直し等を行い、教職員の定員を削減(H19年度：49名→H25年度：39名)。

給与水準の見直し

- 第2期中期計画は平成17年度人件費に比して5%以上削減に対し、平成24年度において対17年度削減率△24.6%を達成。
- 役職員の給与は国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講じた

管理運営の適正化

- 内部監査を実施する監査室を平成21年4月に設置し監査機能を強化

事務所の見直し

- 主たる事務所及び都内事務所の在り方について検討を実施。当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとしつつ、今後、業務の円滑な実施や事務所の移転に伴う職員への影響なども勘案の上、事務所の状況等を適切に判断し、必要に応じて見直しを進めるとした

自己収入の拡大

- 平成23年度・24年度・25年度において日本留学試験の受験料を値上げ
- 日本語教育センターが実施する予備教育について、平成23年度の新入生から授業料を値上げ
- 日本語教育各種教材の出版により収入を拡大
- 平成24年度から研修事業を有料化

調達の見直し(市場化テストの実施)

- 以下の国際交流会館の管理・運營業務について民間競争入札による落札者に委託
 - ・広島国際交流会館(H20.4~H23.3)
 - ・大阪第二国際交流会館(H21.4~H24.3)
 - ・兵庫国際交流会館(H22.4~H24.3)
- プラザ平成の企画・管理・運營業務は、平成20年4月より3年間、民間競争入札による落札者に委託

随意契約の見直し、一者応札率の削減

- 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札に移行
- 契約監視委員会において、適切性に関する点検を実施。点検結果を踏まえた契約の見直しを実施
- 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表。少額随意契約手続きの競争性・透明性の確保に関する取組を実施
- 一者応札・応募への対策として、①入札公告の本機構ホームページへの掲載、②文部科学省のホームページにリンクしての情報提供、③調達内容の具体化、明確化、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始までの準備期間を長く確保できるよう日程設定、⑥競争参加資格要件の緩和・改善、⑦参加招請を実施する等の対策を取っている。
- 監事監査において、内部統制の状況、経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施
- 内部監査は業務運営の適正性、効率性及び有効性、及び会計経理の適正性を監査

職員宿舎の見直し

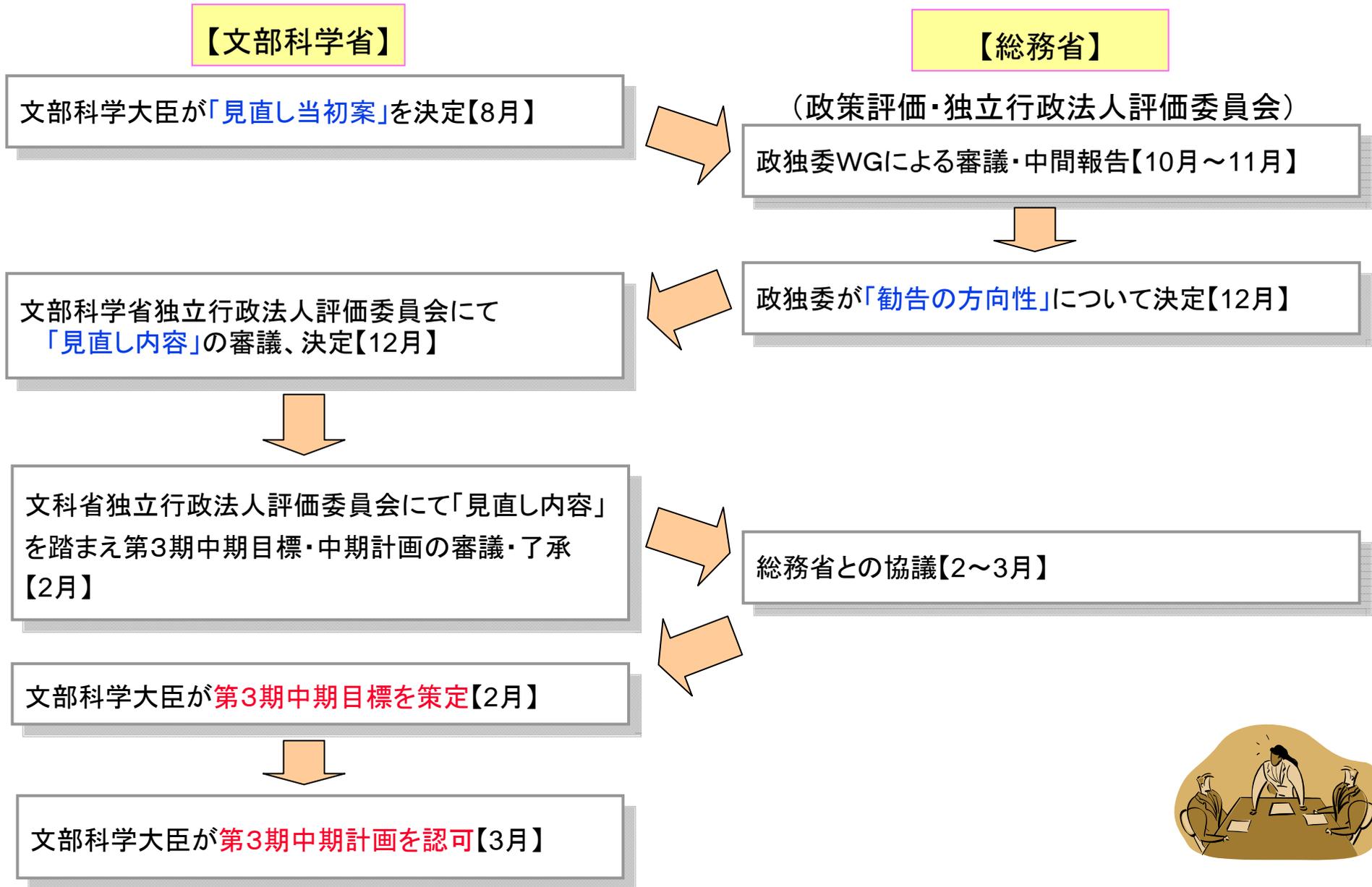
- 保有する職員宿舎について検証・見直しを実施。職員宿舎は平成23年度末で廃止(百合丘宿舎は平成28年度末に廃止予定)

国際交流会館等の売却

- 平成23年度末までに売却した国際交流会館等(9か所、10施設)の譲渡収入について政府出資の割合分を国庫納付

2. 「勧告の方向性」及び「見直し内容」の
主な指摘と第3期中期計画案への反映、
並びに独立行政法人制度等の見直しについて

第3期中期目標・中期計画策定に係る流れ



「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「見直し内容」の 主な指摘と第3期中期計画(案)への反映(1/2)

「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」 及び「見直し内容」(ポイント)

1 奨学金貸与事業の見直し

(1) 貸与基準等の見直し

- 最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直す
- 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行う

(2) 適格認定制度の着実な実施

- 大学等が適切な認定を行えるよう、本法人は、実状を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等へ周知を徹底する
- 継続的に不適切な認定を行った大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図る

(3) 回収に係る成果指標の見直し

- 次期中期目標において、総回収率に代わる適切な成果指標を設定する

(4) 機関保証の検証方法の見直し

- 機関保証制度の妥当性を検証するため、(公財)日本国際教育支援協会に対し、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証する
- 保証料率の水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする

第3期中期計画(案)(一部抜粋)

○奨学金貸与の的確な実施

国における今後の基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等の調査・分析を行うことにより貸与基準を検証する。

○適格認定の実施

厳格な適格認定の実施を図る。また、継続的に不適切な認定を行った大学等に対する再発の防止を図る仕組みを導入する。

○回収の取組

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を96%とすることを目指し、さらに平成25年度末に発生した当年度分の累積回収率を中期目標期間中に98%とすることを目指す

○機関保証制度の運用

保証機関の将来の事業コスト等を踏まえつつ、機関保証制度の妥当性を毎年検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。

「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「見直し内容」の 主な指摘と第3期中期計画(案)への反映(2/2)

「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」 及び「見直し内容」(ポイント)

2 留学生支援事業の見直し

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し

- 教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用する

(2) 日本留学試験の見直し

- 事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行う

3 学生生活支援事業の見直し

- 全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図る

第3期中期計画(案)(一部抜粋)

○学習奨励費に係る基準の見直し

教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、適切に反映させる。

○日本留学試験の適切な実施

応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討し、事業の収支改善に努める。

○学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共有に資するよう、情報提供等の改善に努める。

○障害のある学生に対する支援等の充実

大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、(中略)事業や調査研究の充実に努める。

○就職・キャリア支援の実施

先進的な事例の収集・分析・提供、企業と連携した支援等を通じて、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。

独立行政法人制度等の見直しについて(概要)

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(抄)
(平成25年12月24日 閣議決定)

主務大臣による明確なミッション付与のもと、自律性・自主性や企業的経営を促すインセンティブを最大限機能させ、各法人の事務・事業の特性に合わせた制度・運用となるよう見直しを行う。

①業務の特性に応じた法人の分類

法人を3分類し、適切なガバナンスを構築。(①中期目標管理型:中期目標管理(3~5年)により、業務を行う法人、②単年度管理型:公務員身分を付与した上で単年度の目標管理を行う法人、③研究開発型:研究開発成果の最大化を目的とし、中長期的な目標管理(最大7年)により研究開発業務を主要な業務として行う法人)

②主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価

主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し、主務大臣自ら評価も行うとともに、第三者が外部から点検する仕組みを導入。
(注)従来は、主務大臣ではなく、各府省、総務省の評価委員会が独法の業績を評価。

③ガバナンスの強化

監事の調査権限の明確化、不正行為等の大臣への報告義務付け等による監事の機能強化、法人の違法行為や著しく不適正な業務運営等に対し、主務大臣から法人への是正命令・業務改善命令を導入等。

④予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上

- ・経営努力による利益を目的積立金に積み立て易くするなど運用改善により自己収入増加や経費節約のインセンティブを向上。
- ・年俸制を含めた業績給など柔軟な給与を促進。また、必要があれば、国家公務員より高い給与水準も可能とする等。
- ・予算の見積もり等を明らかにする、給与水準の妥当性を説明するなど情報公開を充実させ、透明性・説明責任を向上。

⑤研究開発法人についての見直し

研究開発型の法人のうち世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については別途の法律により特例を講じる。

日本学生支援機構について
講ずべき措置

- 中期目標管理型の法人とする
- 金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る
- 国際交流会館等の方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る

3. 平成26年度予算案(参考)

独立行政法人日本学生支援機構の平成26年度予算案〔概要〕

○総支出額

1,227,810 百万円 (△30,160 百万円減)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業

1,207,216 百万円 (△32,193 百万円減)

●奨学金貸与事業	1,174,476 百万円 (△ 23,691 百万円減)
うち復興特別会計	6,794 百万円 (△ 342 百万円減)
●育英資金返還免除等補助金【補助金】・利子補給金	17,982 百万円 (△ 3,533 百万円減)
●高等学校等奨学金事業交付金	8,079 百万円 (△ 5,386 百万円減)
○奨学金貸与事業に係る経費	6,679 百万円 (417 百万円増)
奨学金事業の健全性確保(内数)	2,317 百万円 (△ 56 百万円減)
住所不明者に対する住所調査の強化、中長期延滞債権に係る更なる回収強化	
初期延滞債権に係る回収強化、コールセンター運営 等	

2. 留学生支援事業

14,986 百万円 (1,826 百万円増)

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付事業	4,886 百万円 (△ 1,501 百万円減)
学部 H25:7,311人 ⇒ H26:5,815人 (△1,496人減)	
大学院 H25:2,789人 ⇒ H26:1,970人 (△819人減)	
●留学交流支援事業費補助金【補助金】	8,514 百万円 (3,290 百万円増)
派遣分	
長期派遣(1年以上) H25:200人⇒H25:250人(50人増)	
短期派遣(1年以内) H25:10,000人⇒H25:20,000人(10,000人増)	
受入れ分	
短期受入れ(1年以内) H25:5,000人⇒H26:5,000人(前同)	
○留学生交流事業	1,586 百万円 (37 百万円増)
留学生に対する学資金支給経費、留学生宿舍等の設置及び運営、日本留学試験の実施	
留学生に対する日本語教育、外国人留学生のための就職支援、留学生交流推進事業 等	

3. 学生生活支援事業

77 百万円 (0.8 百万円増)

○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供	48 百万円 (0.5 百万円増)
○学生の修学環境整備のための調査研究	29 百万円 (0.3 百万円増)

4. その他

5,531 百万円 (206 百万円増)

○人件費・一般管理費(土地借料・公租公課含む)	5,531 百万円 (△ 102 百万円減)
○給与特例法に準ずる給与削減(前年度限り)	0 百万円 (308 百万円増)

注) ●は、運営費交付金対象外予算。計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。